# 取引基本契約書

株式会社 QA テスト自動化(以下甲という)と株式会社 RUC(以下乙という)とは、甲乙間の製品および部品(以下目的物という)の取引に関しその基本的事項について次のとおり契約する。

#### 第1章 総 則

#### 第1条(目的・基本原則)

甲および乙は、本契約に基づく取引を、相互繁栄の理念に基づき、かつ甲乙間の円滑な取引が甲の安定的な販売に寄与することを目的とし、信義誠実の原則に従って行うものとする。

## 第2条(適用範囲)

本契約は、特別の定めがない限り、甲乙間の目的物に関するすべての個別契約に適用する。

# 第2章 取 引

# 第1節 個別契約の成立、納入および検収

#### 第3条(個別契約の内容)

個別契約には、発注日、目的物の名称、数量、引渡期日、引渡場所、検収完 了期日、価格、支払期日等を定めるものとする。

## 第4条 (個別契約の成立)

個別契約は、甲が原則として所定の注文書により乙に発注し、乙がこれを承諾することによって成立する。

2 乙は、甲の発注内容に疑義または異議ある場合には、注文書到達後 10 日以内に申し出るものとし、申し出のない場合は、甲の発注どおり承諾したものとする。

#### 第5条(個別契約の変更)

甲は、仕様変更その他必要があると認めたときは、書面による通知のうえ、 個別契約の内容を変更することができる。

2 前項の変更により、乙に損害および特別の費用が発生した場合は、乙の申し出により甲乙協議のうえ、補償内容を決定する。

#### 第6条(納入)

乙は納期に甲の指定する場所へ、甲の指示する数量を甲所定の納入手続に より納入する。

- 2 乙は納期に所定の数量の全部または一部を納入できない事情が生じたとき またはそのおそれのあるときは、ただちにその理由および納入予定時期等を 甲に申し出て、甲乙協議のうえ、対策を決定し実施する。
- 3 前2項により甲が損害を被ったときは、甲は、乙に対し、その補償を請求できる。ただし、その損害につき甲の責めに帰すべき事由があるときは、その範囲において乙は義務を減免されるものとし、不可抗力または第三者の責めに帰すべき事由があるときは甲乙協議のうえ、乙の負担割合を決定する。

#### 第7条(検収および受領)

甲は、乙による目的物の納入後、ただちに甲の定めた検査方法、検査規格に基づき受入検査を行い、合格したもののみ受け入れる(以下検収という)ものとし、不合格となったものについては、すみやかに書面等により乙に通知するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、甲乙間であらかじめ受入検査を省略することと した場合は、甲は、乙が納入した納入品をただちに受領するものとし、これを もって検収とみなす。
- 3 乙は、検査の結果、不合格になったものについては、乙の負担で引き取り、 甲の指定する期限までに代品納入を行い、また数量不足が判明したときには 追加納入をしなければならない。
- 4 乙は、検査の結果、契約数量を超えて超過納入をした場合には、甲の指定する期限までに乙の負担で超過分を引き取るものとする。
- 5 本条第3項および第項について別段の指示を行った場合には、乙は、これに 従うものとする。また、甲は、甲が行った当該不良品の選別・修理費を請求す ることができる。
- 6 乙は、甲による受入検査結果に関し、疑義または異議のあるときは、遅滞な く書面により甲にその申し出て、甲乙協議のうえ解決するものとする。

#### 第8条(特別採用)

甲は、受入検査の結果、不合格になった物について、その不合格が些細な事由によるものであり、甲の工夫により使用可能であると認めるときは、乙と協議のうえ、価格を決定し特別にこれを引き取ることができる。

#### 第9条(所有権および危険負担の移転)

目的物の所有権は、第条に定める検収をもって乙から甲へ移転する。ただし、 前条の規定により特別採用された目的物の所有権については、甲が乙に対し て特別採用の意思表示をした時、甲に移転する。

- 2 危険負担は、目的物が甲に引き渡された時をもって乙から甲に移転する。
- 3 本目的物が前項の甲に引き渡される前に、甲の責めに帰さない事由によって滅失したときは、本文検索甲は本契約または個別契約を解除することができる。

# 第2節 品質保証

## 第10条(品質保証)

乙は、目的物について、甲の指示する仕様に合致しており、甲の要求を満足する品質および性能を保証する。

- 2 乙は、目的物の品質を保証するために、目的物の品質管理基準、検査方法等 を整備し、これに基づき責任をもって品質管理、検査等を行うものとする。
- 3 乙は、目的物の新規設計、設計変更、工程変更を行った場合は、初期管理体制の確立に努め、十分な初期管理を実施する。
- 4 甲は、必要と認めた場合、乙に目的物の品質を保証する書面を求めることが できるものとする。

#### 第11条(仕様)

目的物の仕様は、次の各号に準拠していなければならない。

- (1) 図面、仕様書、規格、標準、各種資料およびこれらに準ずる書類で、甲が作成し、乙に貸与したもの(以下貸与図面という)
- (2) 図面仕様書類で、乙が作成し、甲が受領したもの(以下納入仕様図面という)
- (3) JIS 規格等、公に定められた規格 ただし、公に定められた規格と貸与図面または納入仕様図面との間に不 一致がある場合は、貸与図面または納入仕様図面を優先する。
- (4) 法令、条例等に定められた基準
- (5) 前各号のほか、甲が乙と協議して決定した事項
- 2 乙は、乙または乙の製作者の図面、仕様書等について、甲から発注された目 的物の製作の着手前に、甲から受領印を受けなければならない。納入仕様図面 の変更もしくは追加の場合も同様とする。
- 3 甲または乙は、第項各号の内容に関して疑義または異議を有するときは、遅 滞なく相手方にその旨を申し出て、甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

#### 第3節 支給品および貸与品

#### 第12条(支給品)

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議のうえ、乙との取引 に必要な原材料、製品、半製品、部品、包装材等(以下支給品という)を乙に 有償または無償で支給することができる。

- (1) 目的物の品質、機能または規格を維持するため必要な場合
- (2) 乙からの依頼に基づき、甲が必要と認めた場合
- (3) その他、正当な理由がある場合
- 2 甲は、支給品を乙に支給する場合、あらかじめ品名、品番、数量、納期等を 乙に通知する。

#### 第13条(支給品の検査)

乙は、前条により甲から支給品を受領した場合は、受入検査を行い、かかる 検査の結果、数量過不足または不合格品を発見したときは、ただちにその旨を 甲に通知し、甲の指示に従う。

## 第14条(支給品の不良補償)

乙は、検収後、工程内で、支給品につき甲または指定業者の責めに帰すべき 不良品を発見した場合、次の各号の補償を請求できる。

- (1) 代品納入 乙は、甲に対し、代品納入を請求することができる。
- (2) 選別・修理費用 乙は、不良品の選別・修理をした場合、これに要した工賃等の費用を甲に 対し請求することができる。
- 2 支給品に甲の責めに帰すべき重大な不良があり、そのため乙に損害を与え た場合に、乙から申し出のあるときは、その補償について甲乙で協議する。

#### 第15条(支給品の取扱い)

乙は、甲から支給された支給品について、善良な管理者の注意をもって管理 するとともに、甲の許可なく支給された用途以外に使用したり、第三者に貸与、 売却または担保提供等の処分をしてはならない。

- 2 乙は、甲からの無償支給品について、甲の営業年度中半期ごとの甲の指定する時期に実地棚卸しを行い報告するとともに、甲が必要と判断した場合には、 甲は乙の立会いのもとに実地棚卸しを行うものとする。
- 3 前項の場合において、在庫数を確認し、その結果、甲に損害を与えたことが明らかになったときは、甲は乙に対しその補償を請求することができる。
- 4 無償支給品の余剰、端材、切粉等の処置については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- 5 無償支給品の所有権および危険負担は、乙への引渡し後も甲に帰属する。
- 6 有償支給品の所有権および危険負担は、乙の検収をもって甲から乙へ移転 する。

## 第16条(貸与品)

甲は、必要に応じ甲乙協議のうえ、機械、型、治工具等を乙に貸与すること ができる(以下貸与品という)。

2 貸与の方法、期間、賃貸料等については、甲乙協議のうえ、決定するものと し、貸与品の取扱いについては第15条第1項、第2項、第3項、第5項を準 用する。

#### 第17条(貸与図面等の取扱い)

乙は、貸与図面について、甲が定める手続に従い、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、甲がとくに必要と認める場合を除き、これらを所定の用途以外に使用したり、第三者に開示もしくは譲渡してはならない。

- 2 乙は、貸与図面を使用しなくなったときは、確実に廃却(焼却または裁断) するか、または甲からとくに要求があったときは、すみやかに貸与図面を甲に 返却しなければならない。
- 3 甲および乙は、あらかじめ書面による相手方の承諾を得ることにより、納入 仕様図面を第三者に開示または譲渡することができる。

ただし、乙は、あらかじめ甲乙協議により、甲の承諾を不要とした納入仕様 図面および乙が独自に開発した製品の納入仕様図面については、甲の承諾な しに第三者に開示または譲渡することができる。

# 第4節 単価および支払い

#### 第18条(目的物の単価)

目的物の単価は、乙から甲に提出される見積書に基づいて甲乙協議のうえ 決定するものとする。

- 2 目的物の単価は、特約のない限り甲の指定場所受渡価格であり、包装費、運 賃、その他いっさいの経費等を含むものとする。
- 3 第1項で定めた単価に、改訂の必要が生じたときは、甲乙は、再度協議するものとする。

#### 第19条(支払いおよび相殺)

甲は、目的物の代金を、別に定める方法により、乙に支払う。

- 2 甲および乙は、互いに相手から支払いを受けるべき金銭債権を有するとき は、いつでも当該金銭債権と前項の代金とを相殺することができる。
- 3 甲および乙は、前項の相殺にあたっては、相手方に対してその明細書を送付 することにより通知し、所定日に相殺する。

#### 第5節 クレーム補償

#### 第20条(クレーム補償責任)

甲は、検収後、次の各号のいずれかに該当する乙の責めに帰すべき不良品および当該目的物に起因して付随的に不具合の発生した物品(以下総称して不良品という)により損害を被った場合は、別に定めるクレーム補償期間内に限り、乙に対し書面で通知し、その補償を請求できる。

- (1) 市場に出る前に発見された不良品(以下工場クレーム品という)
- (2) 市場に出た後に発見された不良品(以下市場クレーム品という)
- 2 前項の補償期間後といえども、甲が甲または甲の納入先の製品の機能に重 大な影響を及ぼすと認定したクレームが発生した場合には、引き続き乙が補 償の責めを負う。

## 第21条 (クレームの認定)

クレーム補償の請求時までに、甲が認定すべき内容は以下の各号とする。

- (1) 不良品の存在およびその内容
- (2) 不良品に対する乙の責任およびその範囲
- (3) 不良品により甲の被った損害および乙の負担割合
- 2 乙は前項の認定に対し異議がある場合には、乙は申立てを行い、甲乙協議の うえ解決する。

#### 第22条(補償の内容)

前条の認定に基づき甲は、次の各号の補償を請求できる。

- (1) 代品納入:甲は、不良品について、乙に対し、代品の納入を請求できる。
- (2) 選別・修理費用:甲は、甲が不良品を選別・修復(手直し、取替え、脱着等) するために要した費用を乙に対し請求することができる。
- (3) その他の費用:甲は、人的損害その他前各号によっても補償されないいっさいの損害について、請求することができる。

## 第23条(支払処理)

前条各号による乙の甲に対する支払いは、甲の定めるクレーム求償手続により行う。

#### 第24条(不良品の返却)

甲は、原則として、乙に対し不良品の返却は行わないものとする。 ただし、乙が不良品の返却を必要とする場合には、甲乙協議のうえ、取扱い を決定するものとする。

#### 第25条(製造物責任)

乙の責めに帰すべき事由による目的物の欠陥に起因して、第三者の生命、身体または財産に損害が生じたときは、乙はその処理解決にあたり最善の努力をするものとし、これにより甲が被った損害を補償するものとする。

### 第6節 知的財産権

#### 第26条(知的財産権の侵害)

乙はあらかじめ甲の承諾を得なければ、甲の特許権、実用新案権、意匠権、 商標権、著作権、ノウハウ等の知的財産権を使用してはならない。

- 2 乙は、目的物に関して、第三者の知的財産権を侵害しないよう、万全の注意 を払わなければならない。
- 3 乙は第三者との間において知的財産権の侵害が生じた場合、またはそのお それがある場合には、遅滞なく書面により甲にその旨を通知する。
- 4 乙は、第三者との間において紛争が生じたときは、自らの責任と負担において紛争を解決するものとし、甲に何ら迷惑をかけず、また甲が被った損害を補償する。

ただし、当該紛争の原因が、甲の指定する設計・仕様に起因する場合には、 この限りではない。

5 前項の場合において、知的財産権の権利者が甲との間でのみ実施権の許諾 等の問題解決を希望するため、乙自身で処理解決できない場合には、甲乙協議 して対応を決定するものとする。

### 第27条(知的財産権の取扱い)

甲および乙は、相手方から開示された図面、仕様書、試験データ、ノウハウ、アイデアその他の情報に基づいて発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作または著作物の創作(以下発明等という)をなした場合には、すみやかに相手方にその内容を通知し、その発明等に関する特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権および著作権(以下知的財産権という)の取扱いについて、両者協議のうえ決定する。

- 2 甲乙間で目的物に関して共同開発が行われる場合、知的財産権等の成果の 取扱いについては、別に甲乙協議して定める。
- 3 従業員、役員の職務発明に関し、甲および乙は、自らの就業規則および社内 規程等において、特許法 35 条 3 項で規定するあらかじめ特許を受ける権利を 取得する旨その他の定めを設けていなければならない。

第3章 一般規定

第1節 通 則

第28条(専用治工具・型等の管理)

乙が目的物のために製作した専用治工具、型、ゲージ等について、改造、廃却、譲渡等の処分を行う場合は、目的物の納入に支障をきたさないよう、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

# 第29条(補修部品の供給)

甲が乙に目的物の発注を行っている間はもとより、製造の終了、中止等により発注を中止した後においても、甲から補修部品として要請のある場合は、目的物および目的物を構成する部品の供給責任を負う。

なお、補修部品の供給期間、価格等は甲乙協議のうえ、定めるものとする。

#### 第30条(権利義務の譲渡制限)

甲および乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約および個別契約に定める自己の権利または義務を、第三者に譲渡しまたは担保に供することができないものとする。

#### 第31条(目的物の譲渡制限)

乙は、次の各号のいずれかに該当する目的物を第三者に譲渡する場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

- (1) 貸与図面に基づき乙が製作した物
- (2) 納入仕様図面に基づき乙が製作した物 ただし、あらかじめ甲乙協議のうえ、甲の承諾は不要と決定した製作物、 乙が独自に開発した物および市販性の高い製作物は除く。
- (3) 甲の考案もしくは甲乙の共同研究開発に基づき、乙が設計し製作した物第32条(秘密保持)

甲および乙は、本契約または個別契約の締結および履行に関して知り得た相手方の秘密を、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、第三者に開示してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 相手方から開示を受けたときに、既に自ら所有していたもの
- (2) 相手方から開示を受けたときに、既に公知または公用であったもの
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責めに帰すべき事由によることなく公知または公用となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの
- (5) 相手方から開示を受けた後に、開示された事項とは関係なく、独自に開発、 知得したもの

#### 第33条(調査および改善)

乙は、目的物の単価、品質、機能、製作方法等の改善のために、新技術の開発、甲への改善提案、情報提供等を積極的に行うものとする。

2 甲は、本契約の目的を達成するため、乙の品質、生産等について改善の必要 を認めた場合は、乙の書面による同意を得て、乙の事業所等での調査を行い、 改善依頼および指導を行うことができる。

#### 第34条(環境保護)

甲および乙は、環境保全および化学物質に関する国内外の法令を遵守し、その企業活動において汚染、廃棄物、材料ロス等の排除および省エネルギー、省資源、リサイクルに努めることにより、地球環境に対する負荷を軽減すること等を目的とする環境保全活動を推進するものとする。また、乙は、甲の環境方針の主旨を理解し、材料および部品の供給、廃棄物処理等に際して環境への配慮と事故等の防止を行う。

- 2 乙は、甲に対し、目的物が甲の別途定める書面等で通知した化学物質(以下環境負荷物質という)中の禁止物質(以下禁止物質という)に該当しないことと禁止物質を含有しないことを表明・保証し、および目的物の製造過程において禁止物質を使用しないことを誓約する。
- 3 乙は、納入した目的物が禁止物質に該当し、もしくは禁止物質を含有し、または目的物の製造過程において禁止物質が使用されていることを知った場合、 甲にすみやかに通知する。
- 4 乙が、目的物が環境負荷物質中の管理物質(以下管理物質という)に該当し、 もしくは管理物質を含有し、または目的物の製造過程において管理物質を使 用する場合は、甲への目的物の納入に先立ち、その旨を甲が定める書面(電子 データを含む)等により通知するものとする。
- 5 乙が本条の規定に違反し甲に損害を与えた場合、乙は甲に対しその損害を 賠償するものとする。
- 6 甲は、必要に応じて、事前通知のうえ、乙の事業所等または乙の委託先に立 ち入り、環境保全活動の実施状況を確認するための検査等を行うことができ る。

#### 第35条(再委託)

乙は、目的物の製作にあたり、委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の場合といえども、乙は目的物の品質保証、納入、貸与図面の 取扱い、知的財産権、目的物の譲渡、秘密保持等に関し、本契約および個別契 約で負う責任を免れることはできない。

#### 第36条(輸出管理)

甲または乙は、外国為替及び外国貿易法(以下外為法という)を遵守するものとし、目的物に外為法で定める規制対象貨物または規制対象技術に該当す

るものが含まれている場合は、日本国政府の許可を得るものとする。なお、甲は、当該許可取得のために、乙に対し情報提供を求めることができるものとする。

# 第2節 表明・確約・通知および契約終了

#### 第37条(解約予告)

甲および乙は、本契約および個別契約を解除する必要が生じたときは、3カ 月前までに、相手方に書面で通知することにより当該契約を解除することが できる。

### 第38条(反社会的勢力の排除)

甲および乙は、本契約の締結時において、自己または自己の役員等[自己の業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わずこれらの者と同等以上の支配力を有する者(以上の者を含めて役員等という)を含む〕が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他のこれらに準ずる者(以下これらを反社会的勢力という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲および乙は、自らまたは役員等は、第三者を利用して次の各号の一にでも 該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、強迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲または乙は、相手方が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、相手方の求めに応じその調査に協力し、このために必要であると相手方が判断する資料を提出しなければならない。
- 4 甲または乙は、相手方が第1項または第2項の行為に該当すると判明した 場合、ただちに契約解除等の措置をとることができる。
  - (1) 甲または乙は、催告その他の手続を要することなく、本契約のみならず相手方との間のすべての契約をただちに解除することができ、解除した場合には、すべての取引等により生じたいっさいの債務について、当然に期限の利益を喪失するものとし、相手方は当該債務をただちに弁済しなければならない。
  - (2) 甲または乙は、前号の規定により、契約を解除した場合、相手方に発生した損害を賠償する責めを負わない。
  - (3) 第1号の規定により甲または乙が契約を解除した場合、相手方に対する 損害賠償請求を妨げない。

## 第39条(通知義務)

乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたとき、もしくはそのおそれのあるときは、すみやかに甲に通知しなければならない。また、乙は、甲から依頼があった場合には、乙の納入先または仕入先の第3号に該当する事実の発生、またはそのおそれがあることにつき、すみやかに甲に通知しなければならない。

- (1) 住所、代表者、商号または甲との取引に関連する組織の変更
- (2) 事業の譲渡、貸与、合併その他これに準ずる経営上の重要事項の変動
- (3) 次条第項各号の事由

#### 第40条(契約の解除)

甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他 の手続を要しないで、ただちに本契約および個別契約の全部または一部を解 除することができる。

- (1) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
- (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、もしくは手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき、または電子記録債権が支払不能となったとき
- (3) 信用資力の著しい低下があったとき、またはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行または競売の申立て、もしくは公租公課の滞納処分を受けたとき

- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て等の事実が 生じたとき
- (6) 解散の決議をし、または他の会社と合併したとき
- (7) 災害、労働争議等、本契約または個別契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- (8) 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったとき
- (9) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- 2 甲または乙は、相手方が本契約の各条項または個別契約に違反し、相当の期間をおいて催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 甲または乙は、第37条および前2項の他、相手方の同意を得て、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

#### 第41条(期限の利益の喪失)

甲または乙は、相手方に第40条第項の各号の一にでも該当する事由があるときはいつでも、相手方に対して負担するいっさいの債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務のすべてをただちに相手方に弁済しなければならない。本契約または個別契約が解除されたときも同様とする。

## 第42条(損害賠償責任)

甲または乙は、第 37 条および第 40 条のいずれかに該当する事由により、 もしくは本契約または個別契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、その 損害のすべてにつき責任を負う。

#### 第43条(契約終了時の措置)

本契約の期間満了または契約解除の場合、乙は貸与図面および甲が貸与した型、治工具、無償支給品等を遅滞なく返却しなければならない。

2 前項の場合、甲は目的物、仕掛品、有償支給品および目的物の製作のために 使用した専用の型、治工具、ゲージ等を、第三者に優先して乙から買い取る権 利を有する。

#### 第44条(残存条項)

甲および乙は、本契約の期間満了後または解除後においても第○○条ならびに第○○条の義務を負う。

#### 第3節 付 則

#### 第45条(有効期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の

2カ月前までに、甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

## 第46条(協議解決)

本契約もしくは個別契約に定めのない事項、または本契約もしくは個別契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

#### 第47条(管轄裁判所)

甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第48条(経過措置)

本契約の締結以前に甲乙間で締結した取引基本契約書は、本契約の締結を もってその効力を失うものとし、本契約以前に甲乙間で締結した個別契約は 本契約を適用するものとする。

本契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年5月1日

甲 東京都千代田区内幸町 1-1-1 株式会社〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

乙 大阪市北区中之島 5-5-5△△電機株式会社代表取締役社長 △△ △△ 印